平成２５年（フ）第１２４５号
札幌市厚別区厚別西１条２丁目１番17号　ハイツ誉203
債務者　吉田多見代
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３０９号
札幌市豊平区美園５条８丁目１番12―２号
債務者　笠谷　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３１号
北海道江別市弥生町11番地の34　ウエストウッドＡ301
債務者　大谷　一機
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３３号
北海道北広島市西の里東３丁目12番地４　ハイツ西の里
債務者　高橋　伸一
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６２号
札幌市北区篠路２条８丁目６番７号
債務者　田安　美香
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７６号
北海道千歳市高台３丁目１番２―301号　市営住宅高台団地
債務者　宍戸　千夏
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３８０号
札幌市東区北23条東18丁目７番19号　アップルハウス北23条５―206号
債務者　中村　純一
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３８５号
札幌市豊平区平岸５条12丁目３番20号　平岸ルーム12―301号
債務者　丸本　美樹
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９９号
札幌市北区北32条西10丁目１番15号　ル・ロアール202号
債務者　佐藤　康雄
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０７号
札幌市白石区北郷４条13丁目２番14号
債務者　堀川　信男
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０８号
北海道千歳市北栄２丁目31番17号　コーポジュジュ101号
債務者　石井　裕之
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４１４号
北海道石狩市花川北１条４丁目98番地
債務者　長南　宏美（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７３号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目22番３号　カームスクエアＢ101号
債務者　藤崎　忠行
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７号
群馬県前橋市朝倉町３丁目31番地10
債務者　笠井　眞琴
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１９３号
群馬県前橋市関根町548番地　ＲＡ―102号
債務者　佐々木　純
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２０号
群馬県伊勢崎市宮古町340番地４
債務者　篠﨑　　勝
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３１号
群馬県前橋市堀越町765番地11
債務者　鈴木　博美
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３７号
群馬県前橋市古市町１丁目15番地２　408号
債務者　成瀬　政代
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係